

「(仮称)四街道市次期ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査報告書等」の縦覧の結果について

「(仮称)四街道市次期ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査報告書等」の縦覧を実施したところ、市内外より貴重なご意見をお寄せいただきました。縦覧実施結果とお寄せいただいたご意見の概要とそれに対する本市の見解につきまして、下記のとおり公表いたします。

記

1. 縦覧の実施結果

- (1)縦覧期間 平成30年9月3日から同年10月3日
- (2)意見書提出期間 平成30年9月3日から同年10月17日
- (3)意見提出者 25名
- (4)意見総数 89件

2. ご意見の概要と市の見解

ご意見の概要と市の見解は、以下のとおりです。

No.	ご意見の概要	市の見解
1	ごみ処理能力80t/日(40t/日 2炉)は一日最大処理能力か。	80t/日は、計画施設の焼却施設における1日の最大の処理能力となっています。
2	ごみ発生量見込は、一日何tか？ (平均量・最大発生量・現在の発生量・処理量)	計画施設の発生量・処理量の予測値は、一般廃棄物処理基本計画で予測された期間において最大となる平成35年度のものとなっており、以下のとおりです。また、現在の発生量・処理量についても、以下のとおりです。なお、1日の最大発生量の予測は行っていません。  ①1日当たりの発生量予測(平成35年度) 総排出量÷366日 =26,943t÷366日 ≒73.6t/日 ②1日当たりの処理量予測(平成35年度) (総排出量-集団回収量)÷366日 =(26,943t-1,124t)÷366日 ≒70.5t ③1日当たりの発生量(平成26年度) 総排出量÷366日 =28,040t÷365日 ≒76.8t/日 ④1日当たりの処理量(平成26年度) (総排出量-集団回収量)÷365日 =(28,040t-1,156t)÷365日 ≒73.7t
3	ごみ発生量見込は何年先まで見込んでいますか(人口増)	計画処理量は、一般廃棄物処理基本計画で予測された期間において最大となる平成35年度の予測値としています。なお、予測では当該年度が人口のピークとなっています。
4	最大処理能力は80t/日を超えるのではないか。 (ごみ発生量は、40~50t/日を超えることはないのか) ※処理能力が80t/日なら上記発生量でなければ処理不可能	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、届け出た処理能力を超えるごみを処理することはできません。 なお、可燃ごみ等の処理量は、60~70t/日ですが、焼却施設の処理能力80t/日であれば処理が可能です。
5	特定日にごみ発生が集中した場合、処理は可能か。 (P37、P43等)	特定日にごみの搬入が集中した場合であっても、搬入されたごみをピットに貯留することで、ごみの受入・処理は可能です。

6	<p>ストーカ炉ということと2次燃焼炉の温度が850℃との事でダイオキシンが心配です。ごみ質によってダイオキシン量が左右されるので、住民のごみ分別モラルの向上が必要。</p>	<p>廃棄物処理法では、ダイオキシン類発生抑制のため炉内において800℃以上で2秒間滞留させることになっていますが、計画施設では二次燃焼室において850℃以上2秒間滞留とし、ダイオキシン類の更なる発生抑制を図っています。なお、ストーカ炉は、運転実績からみてガス化溶融炉等と比較してもダイオキシン類発生抑制に遜色がないことから、全国の自治体で多くのストーカ炉が採用されています。</p>
7	<p>四街道市吉岡の建設予定地の環境影響調査のデータが不足している。もっと詳しくとる必要がある。</p>	<p>今回の調査は、環境省「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月。以下「指針」という。)及び県担当課と協議の上実施しており、データに不足があるとは考えておりません。</p>
8	<p>四街道市の生活環境影響調査はあまりにも限定的で、稼働に至ってもどんな影響があるのかわからない恐れがある。地下水、土壌についての調査も実施していただきたい。また、風向等も365日分を天候等も含めて公開し、土壌、地下水についても広範囲に調査を行ってほしい。</p>	<p>調査項目、調査地点、調査時期及び回数については、指針を参考とした他、県担当課との協議を踏まえ選定しました。なお、風向等については、全データを報告書に記載しているわけではありませんが、結果をまとめたものを報告書に記載しています。</p>
9	<p>生活環境調査はきわめて限定的な項目の調査である。建設及び稼働後の影響をとらえるには、大気、騒音、交通だけでなく、土壌、水質(河川、地下水)、生物も含めて最低基準である国の基準を超え、広範囲に調査すべきと考えるが四街道市の見解はどうか。</p>	<p>調査項目、調査地点、調査時期及び回数については、指針を参考とした他、県担当課との協議を踏まえ選定しました。</p>
10	<p>100t/日を超える処理が可能な場合でも自然環境調査は必要ないのか。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、処理能力を超えるごみを処理することはできません。計画施設の焼却施設の処理能力は80t/日ですので、ご指摘の調査は必要ありません。</p>
11	<p>破壊してはならない自然がどのようなものがあるのか調査すること。</p>	<p>計画施設は、焼却施設の処理能力が80t/日であり、環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例の対象施設ではないため、ご指摘の調査を行う必要はありません。</p>
12	<p>計画施設は、用水として、上水・井水を利用される計画ですが、生活影響調査に地下水採取による地下水位低下、地盤沈下の予測評価が含まれておりません。今後の実施の有無及び実施しない場合はその理由をお聞かせ願います。</p>	<p>今回の調査は、指針及び県担当課と協議の上実施しており、データに不足があるとは考えておりません。</p>

13	<p>今回の環境影響評価は、施設を建設する土壌については、評価対象としていない。また、水質に関しては処理施設がクローズシステムであり、外部に排出しないために生活排水のみを評価対象としている。</p> <p>今回の施設を建設する場所は、軟弱な土質の上に盛り土されたものである。その盛り土の中からはフッ素が基準を上回る濃度で検出され、さらなる土壌の調査が行われていることは周知の事実である。</p> <p>施設から出る水は、処理施設からの排水と生活排水としているが、雨水はどのように処理されるのか、評価書からは不明である。施設の建物上に降った雨水は建物の規模からかなりの量になり、それをどうするかは、土壌の汚染が指摘されている中、重要なこととなる。地下に浸透させるのだろうか？また、建物外の敷地に降った雨水の多くは、土壌に染み込み地下水となっていくと想定できる。近年、短時間に大量の雨が降る。これらの雨水の処理方法や土壌の汚染の状況によっては、地下水の汚染につながる。</p> <p>土壌の汚染がある中で、雨水の処理方法を明確にして、環境への影響を評価すべきである。なお、そのためにも土壌汚染の状況も早急に調査することが必要になる。</p>	<p>今回の調査は、指針及び県担当課と協議の上実施しており、調査項目に不足があるとは考えておりません。</p> <p>なお、土壌汚染については、土壌汚染法に基づき、県担当課及び指定調査機関と協議して対応してまいります。</p>
14	<p>事業の実施に伴って、環境の状況がどの程度変化するか、または、環境への負荷量がどう変化するかを把握するのが環境影響評価である。</p> <p>関係車両の運行による通行量の変化を把握し、評価していない。</p> <p>収集運搬車両、ごみ持込み車両及び副生成物運搬車両等の搬入出について、周辺の道路、交通状況の変化。</p>	<p>廃棄物運搬車両の走行に伴う影響については、影響が大きくなると想定される国道51号、市道吉岡4号線において、廃棄物運搬車両の増加台数を見込んで予測、評価を行っており、環境保全目標値を下回る結果となっております。</p>
15	<p>「国道51号は交通量が多く、右折による施設への進入は困難であるため、左折の侵入、退出で対応可能な計画(図1.8-1, 2の搬入出ルート)とする」との定性的な表現だけで終始している。この文章では、予測・評価を行ったとはいえず、具体的な検討を行うべきである。</p> <p>① このルートの3・4・6号線は、旭小、みそら小の通学路でもあり、車両が集中することにより、事故増大の可能性が懸念される。</p> <p>② このルートに乗るために、浜野・四街道・長沼線に車両が集中する。</p> <p>吉岡交差点は改良されたものの途中は、渋滞が解消されていない状況である。</p>	<p>市道和良比山梨2号線(都市計画道路3・4・6千葉四街道線)及び主要地方道浜野四街道長沼線は、現在も廃棄物運搬車両の搬入出経路として使用しており、計画施設稼働後も搬入出経路として使用する予定ですが、当該経路を通行する廃棄物運搬車両の台数は計画施設稼働により大幅に増加することはないと想定され、事故の増大や車両の集中が起こるとは考えていません。</p>
16	<p>田舎の静かな環境を壊したくない。いくら国の定めた環境基準内であっても、田舎での基準でなければと思う。</p> <p>空気でも同じ事、木々に囲まれたこの環境を壊したくないです。</p>	<p>国の定めた環境基準は科学的知見に基づき設定されたものであって、これを順守していれば、十分に安全性を確保できると考えております。なお、国の定めた排出基準とは別に、計画施設の自主規制値を定めており、自主規制値は計画施設の地元地区と十分な協議を重ね、平成29年1月16日に自主規制値を規定する協定書を締結しております。</p>

17	<p>「(仮称)四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業に係わる生活環境影響調査」書12ページに記載されている騒音、振動の「計画施設の自主規制値」が「法令等の規制値」と同値になっているが、現クリーンセンターの自主規制値(法令等規制値より低い値)より高い値に設定するという事は、地域住民等に対し適切な生活環境保全対策を講じた施設とは言えないのではないか。          近くには、福祉・介護施設もあり、施設入所者等の生活環境にも悪影響を与えるのではないか。</p>	<p>計画施設の自主規制値は、計画施設の地元地区と十分な協議を重ね、平成29年1月16日に自主規制値を規定する協定書を締結しました。          なお、騒音及び振動の敷地境界での現地調査は、市道吉岡4号線側で行っていますが、騒音の現地調査結果は現クリーンセンターの騒音の自主規制値を一部上回っている状況にあります。また、振動については、現地調査結果は現クリーンセンターの自主規制値を上回ってはいませんが、施設稼働後のモニタリング地点の位置を国道51号側とした場合、現クリーンセンターの自主規制値を上回る可能性があります。          福祉・介護施設の入居者等の生活環境に対する影響はほぼないものと考えております。</p>
18	<p>次期ごみ処理場施設の自主規制値について、現況の値がやむなく元の基準値を超える時間帯については、出来るだけ現況の生活環境に影響を与えない値をもって次期ごみ処理場の稼働時の値とします。そのような配慮があつてしかるべきです。</p>	<p>計画施設の自主規制値は、地元地区と十分に協議を重ね定めたものです。現施設より計画施設の方が自主規制値が緩やかになっている騒音については、例えば昼の60dBでは銀行の窓口周辺や博物館の館内程度とされており、また、振動についても、例えば昼の60dBでは屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じるとされています。計画施設の自主規制値であってもこれを順守していれば十分に影響は小さいと考えられます。</p>
19	<p>「現行クリーンセンターの自主規制値を下回る」とする各種の比較表を多用し、更に、数値は全て、「四街道市が計画する当該施設建設の単体」からの排出(予定)濃度に限られる。          当然ながら、南西側の影響数値が最も大きく、最大着地濃度地点は、建設計画用地から南西約1kmである。          更に、本件施設の処理量の6倍強となる千葉市若葉区の北谷津処理施設の改築計画からの環境影響を算入(勘案)することが適正な評価手法と考える。具体的には、鷹の台地域を含む対象地域の環境影響評価を行うべきであり、周辺の事業計画に伴う大気質等の影響数値を算入(勘案)する等、適正な影響評価に努めて頂きたい。</p>	<p>計画施設は環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例の対象施設ではありません。また、今回の調査は、鷹の台地域を含む計画施設周辺地域で実施しております。          なお、ダイオキシン類でみると、現況濃度(バックグラウンド濃度)が0.013pg-TEQ/m<sup>3</sup>に対し、新施設稼働による寄与濃度は0.0001pg-TEQ/m<sup>3</sup>、将来濃度は0.0131pg-TEQ/m<sup>3</sup>となっています。北谷津清掃工場の寄与濃度も0.0001pg-TEQ/m<sup>3</sup>程度と考えられますので、その場合、平成38年度以降の将来濃度は0.0132pg-TEQ/m<sup>3</sup>となり、現況濃度からの変化が少ないと考えられます。また、北谷津清掃工場の影響も考慮した環境基準値である0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>より十分に小さい値となります。</p>
20	<p>健康被害や環境破壊が心配である。隣接する弥富地区は豊かな自然環境が残る農村地域である。稲作、野菜作りが盛んで煙突から排出される汚染物質による農作物への影響が心配である。最新設備を用いて、環境負荷への影響を極力低減しますとあるがゼロではない。何らかの影響が出る。</p>	<p>報告書の大气に関する予測値は、現況濃度とほとんど変化がなく、環境基準値を下回っているため農作物等への影響はないと考えております。</p>
21	<p>水銀(融点-38.8℃沸点、356.7℃比重13.5)はごみ処理場の煙突直下に落下し蓄積される。①処理場に持ち込ませない、②炉に入れない、③煙突から出さない等の対策が資料で不明です。</p>	<p>水銀の寄与濃度予測結果については、報告書に記載のとおりです。計画施設では、分別・回収等による水銀混入防止対策をとるほか、バグフィルターによる固体状水銀の捕集や活性炭吹込みによるガス状水銀の吸着といった対策をとります。</p>

22	<p>煙突の高さを59mにした理由を知りたい。もっと高くできないか。大気に市境はなく佐倉市にも流入する。逆転層やダウンウォッシュの発生頻度は調査なしです。また、煙突排ガスの予測値も、どのようなシュミレーションでなされたか説明がありません。</p>	<p>煙突の高さは、高いほど拡散効果が生じ地上における着地濃度は低くなりますが、航空障害灯の設置(60m以上)によるコストアップを考慮し、航空法に抵触しない最大高さの59mで計画しました。逆転層やダウンウォッシュの発生頻度については調査を実施しておます。詳細については、報告書に記載のとおりです。また、煙突排ガスの拡散については、ブルームモデル及びパフモデルによって予測しています。</p>
23	<p>飛散したダイオキシン類も含め、佐倉市側についても予め調査すべきと考える。</p>	<p>報告書記載のとおり、佐倉市側の大気質については、DIC川村記念美術館で調査を実施しております。</p>
24	<p>大気の影響調査について、次期ごみ処理場の煙突排気ガスからの影響に加えて、近々建設予定の千葉市北谷津清掃工場からのものとの複合的な影響を検討ください。</p>	<p>ダイオキシン類でみると、現況濃度(バックグラウンド濃度)が0.013pg-TEQ/m<sup>3</sup>に対し、新施設稼働により寄与濃度は0.0001pg-TEQ/m<sup>3</sup>、将来濃度は0.0131pg-TEQ/m<sup>3</sup>となっています。北谷津清掃工場の寄与濃度も0.0001pg-TEQ/m<sup>3</sup>程度と考えられますので、その場合、平成38年度以降の将来濃度は0.0132pg-TEQ/m<sup>3</sup>となり、現況濃度からの変化が少ないと考えられます。また、北谷津清掃工場の影響も考慮した環境基準値である0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>より十分に小さい値となります。</p>
25	<p>生活環境調査では、風向および気流の状況により、佐倉市側に濃度の濃い排煙が流れることが示されている。国の基準を下回るとはいえ、有害物質が降りかかってくるということに変わりはない。このことを四街道市としてどう認識し、佐倉市民にどう理解を求めようとしているのか。回答を要望する。</p>	<p>報告書の大気に関する予測値は、現況濃度とほとんど変化がなく、環境基準値を下回っているため農作物等への影響はないと考えております。</p>
26	<p>ごみ処理施設の必要性は、十分理解していますが、施設から排出される煙の安全性と悪臭の有無について納得できる回答を望みます。</p>	<p>煙突排ガスの排出に伴う大気への影響の予測結果は、長期評価、短期評価ともに整合を図るべき目標値(環境基準等)を満足しています。また、悪臭についても、整合を図るべき目標値(法令等の基準より厳しい自主規制値)を満足していると評価されています。</p>
27	<p>処理施設予定地の近隣は、上下水道がなく井戸水を使用し、近くには河川、水田があります。水田は、川の水を使用しております。焼却による煙の影響、水質汚染等を行政はどのように考えておられますか。</p>	<p>煙突排ガスの排出に伴う待機室の予測結果は、長期評価、短期評価ともに整合を図るべき目標値(環境基準)を満足しています。排水については、処理施設からの排水はすべて再生利用するため場外へ排出せず、生活排水は合併処理浄化槽で処理後、鹿島川の支流である並木川へ排出予定ですが、現況を著しく悪化させないという目標値を満足しています。</p>

28	基本方針4に長期的な使用とありますが、この場所で永久的な存続を目指しているように思えます。坂戸地区の環境の悪化を心配します。(悪臭が来たらどうしよう、低周波振動は？騒音は？交通渋滞は？etc)	施設が稼働する間は、自主規制値を順守し、周辺の生活環境への影響がないよう操業してまいります。
29	騒音の予測、評価結果について、ごみ処理場の稼働騒音によって生活環境に影響が与えられるため、評価について納得できません。再検討してください。	騒音レベルの目安として、50dBでは書店の店内、40dBでは図書館の館内程度とされています。最寄民家の夕・夜間の騒音レベル現況は、36・37dBと非常に静かな環境ですが、施設稼働後の予測として46dBになったとしても騒音の影響は小さいと考えられます。
30	騒音及び振動において、計画施設の自主規制値を現クリーンセンターの規制値よりもそれぞれ一段階緩和されました。これは少なくとも元の基準値にて一旦は評価されるべきです。	計画施設の周辺環境が現クリーンセンターと異なることから、異なる自主規制値としたものであり、現クリーンセンターの協定値での評価は不要と考えます。
31	振動の予測、評価結果について、根拠なき自主規制値の設定によってなされた評価については納得できません。再検討してください。	計画施設の自主規制値は、地元地区と十分に協議を重ね定めたものです。
32	上下水道を整備して、地下水ではなく、上水、排水は浄化槽ではなく、下水に放流してください。	施設まで上水道を敷設する予定ですが、敷設が間に合わない可能性を考慮し、井水も使用できる計画としています。また、排水については、処理施設からのプラント排水はすべて再生利用するため場外へ排出せず、また、生活排水については合併浄化槽で処理するという環境保全対策をとることで、事業者の実行可能な範囲内で対象事業の影響が低減されていると評価されています。
33	ごみ処理施設の必要性は、十分理解していますが、排水の流出経路(佐倉市を流れるように流入していないか)について納得できる回答を望みます。	生活排水は合併処理浄化槽で処理後、鹿島川の支流である並木川へ排出予定です。なお、排水については、処理施設からのプラント排水はすべて再生利用するため場外へ排出せず、また、生活排水については合併浄化槽で処理するという環境保全対策をとることで、事業者の実行可能な範囲内で対象事業の影響が低減されていると評価されています。
34	施設稼働後に、環境―5(鎮守の森児童公園に設置)での環境測定を常時行い、結果を千葉市民に公表してほしい。	施設稼働後の事業実施区域外での排ガス等の測定及び結果の公表方法については、未定であり、今後検討してまいります。なお、常時測定が困難な項目については、常時測定を行うことはできません。また、ダイオキシン類の測定については、環境省のマニュアル等に従って実施する予定です。
35	測定機器を当地区(注:馬渡地区)に設置し、稼働後は調査結果を日々公表することを要望する。	

36	<p>周辺(佐倉市)の樹木の葉のダイオキシン検査を定期的に行い、フォローする必要がある、この検査を要望します。</p>	
37	<p>モニタリングの計画は本当はないのか。佐倉市側にも複数設置すべきだし、公開についても計画に盛り込むべきと考える。</p>	<p>施設稼働後の事業実施区域外での排ガス等の測定及び結果の公表方法については、未定であり、今後検討してまいります。なお、常時測定が困難な項目については、常時測定を行うことはできません。また、ダイオキシン類の測定については、環境省のマニュアル等に従って実施する予定です。</p>
38	<p>建設後のモニタリング計画が示されていない。本来建設計画と一体で示すべき事項である。また、情報の公開についても示されていない。現時点でもし策定されていないのであれば市当局の環境保全意識の欠如といえる。佐倉市民にも早急に示すことを要望する。</p>	
39	<p>佐倉市坂戸地区の生活環境の悪化懸念は深刻です。地理的に近接しています。事前に連絡もなく、最後通告を受け狼狽しています。</p>	<p>報告書では、いずれの項目についても生活環境保全上の目標を満足することができ、生活環境へ与える影響は小さいと評価されています。</p>
40	<p>住環境に影響は出ないのか。</p>	<p>報告書では、いずれの項目についても生活環境保全上の目標を満足することができ、生活環境へ与える影響は小さいと評価されており、住環境への影響についても問題ないものと考えております。</p>
41	<p>御身大切に自分の近くになればと思う人達が大半だと思う現状でも風向きによっては当地区にも影響が出ていると考えます。移設により当地区に更に近づくため、今以上に影響が出ると思う。 以上のことから、現施設を移動するのではなく、現場所で認知されている空地の再開発、現施設の建て替え増築を希望します。自地区で出たものは他地区に影響が出ない自分の地区で処理することをお願いしたい。</p>	<p>報告書では、いずれの項目についても生活環境保全上の目標を満足することができ、生活環境へ与える影響は小さいと評価されています。</p>
42	<p>環境保全目標値を超えた場合は、直ちにその施設の稼働を停止し、原因解明と対策を実施した後に再稼働してほしい。</p>	<p>報告書に示した自主管理基準値を超えた場合は、稼働を停止し、原因解明を行い対策を講じた上で施設を再稼働いたします。また、自主管理基準値より厳しい要監視基準値を設け、監視を強化する計画としております。</p>

43	佐倉市馬渡は、排ガスの排出に伴う大気質の予測結果の0.000040ppmの中に入りますが、年間365日、50年間、60年間の結果ではない。また、馬渡では、数々の農産物の生産されている。	二酸化窒素の寄与濃度予測結果は国の環境基準0.04ppmを下回っています。環境基準は安全性を考慮したものであって、基準値内であれば、農作物及びそれを摂取した人体に対する影響はないと考えております。またこの予測結果は、計画施設が定格能力で連続運転したときの値ですので、長期間運転した場合の予測となっています。
----	--	---

### 3. その他のご意見

以下は、生活環境影響調査報告書等に関するご意見ではないため、市の見解は示していません。

No.	ご意見の概要	
1	四街道市吉岡に一般廃棄物処理施設(ゴミ焼却施設)建設に反対します。みそら団地先、ゴミ焼却施設廃止の説明が明確でない。もっと詳しく説明する必要がある。	
2	今まで、ゴミ焼却施設が四街道市の東側にあった。今度は、西側に造るべきである。四街道市吉岡の建設予定地に候補地として決まった理由が明確でないもっと詳しい説明が必要である。	
3	ゴミ焼却施設の安全性が十分確保されていると説明されていたが、現状の生活環境調査が十分に実施されている『みそら地区』に隣接して設置すべきと思われる。	
4	四街道市のごみ処理施設建設について反対します。	
5	建設予定地の選定理由が不明瞭である。建設予定地は国道51号沿いで交通量も非常に多く、また隣接地域では区画整理事業が進められ今後、商業施設、宅地化も計画されている。そのような場所へのごみ処理施設建設は全く理解できない。	
6	説明会に欠席しておりましたので、ごみ処理施設の必要性は、十分理解していますが、立地予定の選考理由(なぜ、弥富寄りの土地なのか)について、納得できる回答を望みます。	
7	みそら地区の同意が得られなくて移動というのなら、佐倉市側も同意できないので別の場所に計画してください。	
8	吉岡地区集落より佐倉市のほうが近い、四街道市のことで、なぜ佐倉市民が苦しまなければならないのか。	
9	ごみ処理施設は、施設に隣接する地域住民にとっては、迷惑施設である。現に、現クリーンセンターに隣接するみそら自治会では、市に対し現施設の継続創業の協議には応じられない、早期移転・操業停止等を求め、これを受け市では、今回の計画をしたのではないかと。市民から反対されたからと言って、市内から発生するごみ等を処理するための「(仮称)四街道市次期ごみ処理施設」を、他市住民に迷惑・影響を及ぼすような佐倉市及び千葉市に近接する土地に建設するのは如何なものか。他市住民を巻き込まないような地域(市内中心部等)に建設するべきである。	
10	説明会では、測定の日時、稼働後の数値悪化の予測や事故時の具体的対策が示されておらず、「下回る予測結果」を報告し住宅を安心させ納得させるような、説明会であったことは遺憾である。	
11	新焼却施設の処理能力、性能、排ガス処理の説明が不足している。	
12	説明会に参加したが、佐倉市弥富地区は飲料水として井戸を使用しており、環境汚染に対し関心が高い。建設決定後に建設ありきでの近隣地区への説明会実施は疑問である。 特に弥富地区での環境調査項目、箇所について説明内容が不十分であり、また、説明会での佐倉市役所担当との事前調整が不十分で、説明会を聞いていたが不安を覚えた。 現状の説明会内容では、新規ごみ処理施設の設置には賛同できない。	
13	ごみ焼却施設建設の説明会は、行政区区域別に行うのではなく焼却施設を中心に10km以内の騒音、河川、排ガス等影響を及ぼす地区全体で行うべきである。	
14	立地決定前に近接する佐倉市の住民に説明してほしかった。再度説明してほしい。	



15	先日開催された説明会において、地域からは、生活環境、生態に関する質問が多く出されていましたが、明確な回答が得られませんでした。隣接する佐倉市住民の説明無きまま、処理施設を設置することには、地域の理解が得られないものと考えます。
16	説明会の開催が遅すぎる(建設を決定した後での説明会の開催)。また、当該建設予定地に決定した経緯、施設の規模・施工・運営方法等何の説明もしないのは如何なものか。もっと四街道市民以外の関係住民にも情報を公開するべきではないか。
17	説明会の出席者が要望した自然環境への影響調査について、また、その他調査結果の開示等の回答を持って佐倉市窓口を通じ、再説明会開催を望む。
18	施設建設本体並びに附帯施設整備の双方でも「協議対象地域」として取り扱われていない。協議窓口を恣意的に設定して、事業進捗の促進を図る「旧態依然とした行政手法」を改めて頂きたい。
19	建設予定地に近接する佐倉市住民に説明、協議なく建設を推進していく四街道市の姿勢は納得できない。生活環境保全は佐倉市住民にとっても重要課題である。早急に協議会を設置するなど具体的な対応をお願いしたい。
20	建設予定地から、1kmに満たない距離に坂戸区民が居住し、生活環境上何らかの影響を受ける可能性があるにもかかわらず、一方的に、四街道市のみの考え、都合で建設を進めようとしていることは容認できない。吉岡区とのみ協定を結んで済まそうという佐倉市民軽視の四街道市の姿勢は遺憾である。早急に協議の場を設けることを要望する。
21	少なくとも、事前に「お知らせ」を通知し、市民の協力のもと、難局をクリアするという姿勢がない。
22	単に環境アセスメントの手続きを行うだけでなく、住民等の意見を事業計画に反映させてより良い事業計画を作り上げていくことで地元との合意形成を図ることである。
23	施設からの至近距離の居住者や佐倉市と協議することなく、一方的に建設することは法規上、道義上全く問題がないと考えるのか。回答を要望する。
24	吉岡区と締結した公害防止協定と同じように、佐倉市とも公害防止協定を結ぶ必要がある。

25	不都合が出た場合、行政はどのような責任を取られますか。
26	建設予定地は、残土による埋め立てをした場所の為、(※)どんな廃棄物が処理されず埋め立てられたか非常に疑わしい、何年度には、地下水脈を汚すことになるのではないかと思う、その時の改善が大変なのでは？ ※埋め立てしていた期間からみて規則を守っているか疑わしい
27	何十年か前も、同様の土地で計画があり、埋め立て地の関係で県の許可が出なかったと聞いていましたが、ほとぼりが冷めたらもう一度建てようとしているように見えますが、反対いたします。
28	建設地の土壌汚染の責任をどう果たしていくのか回答を望む。
29	建設予定地の埋め立てに不信感がある。再度調査を求める。また、調査結果を開示公表すること。
30	県と打ち合わせて、環境調査を進めているとのことですが、何課の誰としていますか。(先般の問い合わせでは、相談は承知していないとの県の回答を受けています。)
31	地歴調査に疑問を抱いていますが、申請を受けたものしか考慮しないとすると、不法投棄は、疑わし場合でも対象からはずすという事ですか。予防保全の立場はとらないという合理性を説明して下さい。
32	地下水の検体の採取地点、深度、分析結果を教えてください。
33	田んぼの不法投棄について、土砂及び、流出水の監査は実施していますか。他部門の所管とはいえ、市全体への不信感から、最悪の場合、産廃銀座と呼べる一連の産廃場のいずれが、汚水源として、特定が出来なくなる事を想定しての、要望です。
34	中心市街地からの搬入は、都市計画道路3・3・1号線の完成を前提に、国道51号から左折して搬入する計画となっている。しかし、当該両路線がどのように交差するのか等、具体的な計画は示されず、事業規模すら不明瞭である。
35	市道吉岡4号線の整備後には、搬入路を国道51号から吉岡4号線に変更する追加負担が発生する。このことによる経済性の低下は元より、施設建設の全体事業費の多大に増加するものであり、新たな課題と捉えるべきであるが、市は、十分な説明を欠いている。
36	近隣住民(行政区域外を含む)に対してどのような恩恵がありますか。文書にてご回答をお願いいたします。
37	千葉市は、北清掃工場に、電力、予熱利用の設備を作りました。四街道市の附属施設について利用料金は佐倉市、千葉市の隣接地を市民並にするように要望します。
38	作業員の通勤車両、建設資材の搬入出特に、基礎コンクリートを集中して打設時、コンクリートミキサー車がどのような搬入出ルートを取り、環境への負担変化を与えるか。
39	生活用水や稲作等に使う水を汚染しないためにも建設予定地の地下水の観測を継続して、そのデータを必ず公表してください。しかしながら、基本的には、建設反対です。
40	ごみ処理能力とごみ発生量見込みに、イオンの分も見込んでいるのか。もし見込んでいない場合、市としてイオンの誘致をあきらめたのか。
41	25年で老朽化というのは考えられない、25年後にまた新設するのか。
42	自然に影響はないのか。
43	建設予定地からの下流水の定期的調査をする費用を25年分支出することを約束すること。
44	このまま、強行するならば、みんなで座り込みをしようと言う声も上がっている。
45	また、千葉市で開催された住民説明会における市民の各意見については、可能な限りご配慮いただきますようお願いいたします。
46	ごみ焼却場の説明会の議事録について、佐倉市での説明会の議事録は、作成、公表はいつ実行されますか。